

陸上貨物運送事業労働災害防止協会山口県支部長 殿

山 口 労 働 局 長

陸上貨物運送事業における荷役作業に係る労働災害防止の徹底について

9 月末現在での陸上貨物運送事業（以下、「陸運業」という。）における休業 4 日以上の労働災害は別添のとおりであり、本年は過去 10 年において最悪のペースで労働災害が発生している状況にあります。

また、本年を初年度とする第 1 3 次労働災害防止計画において、陸上貨物運送事業は重点業種として、死傷者数を 2017 年と比較して 2022 年までに死傷年千人率で 5% 以上減少することを目標に掲げているところですが、労働災害発生件数を昨年同期（2017 年 9 月末）と比較すると、27 件（42%）増加しており、目標達成に向けて更なる取組が求められるところです。

本年における陸運業の労働災害の内訳を見ると、交通労働災害は全体の約 1 割であるのに対し、荷役作業時の労働災害は約 7 割となっていること、及び荷役作業時における労働災害の発生場所は、約 8 割が荷主の事業場となっており、陸運事業者はもとより、荷主等の事業者においても、引き続き「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の徹底が必要です。

さらに、荷役作業時における労働災害の状況としては、「墜落・転落」と「転倒、つまずき」が約 7 割を占めていることから、特に下記に掲げるこれらの安全対策の徹底について、今般当局において作成した別添資料等をご活用の上、更なる労働災害防止の推進に特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 安全管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名し、荷役作業における労働災害防止のために果たすべき役割、責任及び権限を定め、必要な対策に取り組ませること。また、それらを労働者に周知すること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止に必要な教育を实

施すること。

(2) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）において、荷役作業における労働災害防止について調査審議すること。

イ 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置し、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、共同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先における休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

2 荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業は、運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化を図りにくい特徴がある。

また、荷役作業は、荷主先等において、単独又は荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい特徴もある。

このような特徴を踏まえると、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは、荷役作業における労働災害を防止する上で極めて重要である。

したがって、荷役作業を行う労働者に対し、荷役作業の安全衛生教育を確実に実施するとともに、その内容を一人ひとりの労働者が遵守できるよう日頃から安全衛生意識の醸成に努めること。

3 墜落・転落による労働災害の防止対策

(1) 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。

ア 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。

イ 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（一度地面に降りて移動すること。）。

ウ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること。

エ 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用すること。

オ 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を着用

すること。

カ 最大積載量が5 t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が5 t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。

キ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を実行すること。

(2) 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。

(3) 貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。

4 転倒等による労働災害の防止対策

(1) 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。

ア 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理整頓してから作業を行うこと。

イ 後ずさりでの作業はできる限りしないこと。

(2) 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。

(3) 荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。

(4) 持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。

(5) 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。